

新潟市

1. 新潟市の概況

人口：810,302人（H28.1 現在推計人口）

面積：726.45 km²

障害者手帳所持者数	新潟市 (H27.3 末現在)	全国
身体障害者手帳	30,638人	525.2万人
療育手帳	5,029人	94.1万人
精神障害者保健福祉手帳	4,996人	75.1万人

2. 新潟市における現状と課題

新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例（以下「条例」という。）が平成27年10月1日に公布され、平成28年4月1日から施行を予定。

条例は、障がいのある人もない人も安心して暮らせる共生社会の実現を目的として掲げるとともに、全ての市民が、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、話し合いにより相互の立場を理解することを基本理念としており、主な特徴は次のとおり。

①差別を分野別に個別具体的に規定

何が差別にあたるか、市民に明確に示している。

②民間事業者の合理的配慮の不提供を法的義務として禁止

障害者差別解消法では民間事業者に対する合理的配慮を努力義務としているが、条例では法的義務としている。ただし、話し合いにより互いの理解を深めることで解決を目指す。

③障害者が社会的障壁の除去を必要としており、そのことを認識し得るときも合理的配慮の提供を義務付け

障害者から求めがあった場合だけでなく、周囲の人が合理的配慮を必要としていることに気付いた場合も合理的配慮を提供すべきであり、対象を拡大。

④合理的配慮を提供する場合において、障害のある人の「意向を尊重し」と規定

障害のある人に合理的配慮を提供する場合、その人の意向が尊重されるべきであり「意向を尊重し」と規定。

3. 新潟市障害者差別解消支援地域協議会の在り方検討会

(1) 設置根拠

設置に係る要綱等は整備せず、内閣府が定めた「障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業の実施に係る同協議会の設置・運営暫定指針」により設置、運営することとした。

(2) 構成メンバー（計 24 名）

委員区分	所属及び職名
法律	新潟県弁護士会高齢者・障害者の権利に関する委員会委員長
福祉	新潟市障がい福祉サービス事業管理者連絡会 代表幹事
医療	新潟市医師会 副会長
商品・サービス提供	新潟商工会議所 まちづくり支援課長
労働・雇用	労働局職業安定部職業対策課 課長
教育	新潟大学教育学部 教授
教育	新潟市小学校長会 会長
教育	新潟市中学校長会 会長
建物・公共交通	新潟交通 乗合バス部長
不動産	新潟県宅地建物取引業協会 会長
情報提供	新潟日報 報道部次長
情報提供	NHK新潟放送局 放送部長
幼稚園	新潟市私立幼稚園・認定こども園協会 会長
保育	新潟市私立保育園協会 会長
関係団体	民生委員・児童委員連合会 会長
関係団体	新潟地方法務局人権擁護課 課長
肢体不自由	新潟市身体障害者福祉協会連合会 会長
視覚	新潟県視覚障害者福祉協会 理事長
聴覚	新潟市ろうあ協会 理事長
精神	にいがた温もりの会 理事長
知的	新潟地区手をつなぐ育成会
発達	にいがた・オーティズム
難病	新潟SCDマイマイ
行政	新潟市

4. モデル会議の実施状況

(1) モデル会議の開催経過

開催回次	開催日時	主な議題
第1回会議	平成27年 11月4日(水)	・障害者差別解消法と地域協議会（新潟市在り方検討会）の役割 ・新潟市障がいのある人もない人も共に生きる

		まちづくり条例 ・障がいを理由とした差別に係る相談事例 ・条例施行に向けた準備状況（周知計画） ・今後のスケジュール
第2回会議	平成28年 1月15日(金)	・新潟市職員対応要領 ・新潟市の事業者向け対応指針

(2) モデル会議の主な成果

① 新潟市職員対応要領

- ・対象となる職員は、任用形態を問わず、新潟市に任用されている全ての職員。
- ・条例に規定する障がい等を理由とする差別（不利益な取扱い・合理的配慮の不提供）の基本的な考え方や具体例を記載。
- ・また、監督者の責務、懲戒処分等、相談体制の整備（人事課・障がい福祉課）、研修・啓発等について記載（障がい等を理由とする差別に係る研修体制は次のとおり）。

(一般職員)

研修の対象者	研修を行う者	研修名
新任課長	職員研修所長	新任課長研修
保育士以外の職員	職員研修所長	新採用職員研修
保育士	保育課長	新任保育士研修会
再任用職員	所属長	職場研修
任期付職員	職員研修所長	職員基礎研修

(臨時・非常勤職員等)

研修の対象者	研修を行う者	研修名
臨時的任用職員 (1号臨時職員)	職員研修所長	職員基礎研修
臨時職員(2号臨時職員)	所属長	職場研修
非常勤職員	※保育士の場合は園長	

② 新潟市の事業者向け対応指針

- ・条例に規定する障がい等を理由とする差別（不利益な取扱い・合理的配慮の不提供）の基本的な考え方や具体例を記載。
- ・新潟市独自の対応指針として位置付け、合理的配慮について障害者差別解消法を上回る内容を規定。